

政府税調の審議状況(平成22年度農林水産省税制改正要望)について

1. 政府税制調査会でのこれまでの審議

- 11月6日(第7回) 農林水産省の要望項目についてヒアリング
 11月16日 財務省、総務省から要望項目に対する評価結果の提示
 11月25日(第12回) 農林水産省の要望項目についての集中審議
 11月30日(第15回) 要望項目に対する一次査定案の提示

2. 主な要望項目に対する1次査定案

要 望 項 目	税 目	11/16 評価結果	11/30 一次査定案
農林漁業用A重油に対する課税の減免 [石油石炭税2,040円/k 1が免税又は還付]	石油石炭税	C →	C
農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置 [合併にあたり簿価での資産引継ぎが認められる。]	法人税	B →	A
	法人住民税 事業税	B →	A
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく管理施設に係る課税標準の特例措置 [5年間、1/3控除]	固定資産税	D →	B
バイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置 [3年間、1/2控除]	固定資産税	D →	A
中核的地方卸売市場に係る課税標準の特例措置 [5年間、1/3控除]	固定資産税	D →	A (1年延長の上、廃止)
資源再生化設備の特別償却制度等(食品循環資源再生利用設備)(環境省と共同要望) [所得税、法人税:14%の特別償却 固定資産税:3年間、1/3控除]	所得税 法人税	D →	D
	固定資産税	D →	B
農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例措置(戸別所得補償制度) [交付金等を準備金として積み立てた場合及び農用地等を取得した場合の必要経費算入等]	所得税 法人税	E →	A
農業委員会のあっせん等により農地等を取得した場合の課税標準の特例措置 [取得価格1/3控除]	不動産取得税	D →	F

記号の説明

- A: 認める。(法案の提出等を前提とするものを含む。)
 B: 要望内容(要件等)の見直しが適切に出来れば、認められる。
 C: 要望内容の抜本的見直しができなければ、認められない。
 D: 認められない。
 E: 要望内容や要望の前提となる制度等が未確定であるもの。
 F: 要望省庁が、要望を取り下げたもの。

農林漁業用A重油に対する課税の減免の2年延長〔石油石炭税〕①

(特例内容)

輸入A重油に係る石油石炭税2,040円/klの免税、国産A重油に係る石油石炭税2,040円/klの還付

合理性

- 農林漁業用A重油の使用量は年々減少しており、二酸化炭素排出量の削減に逆行するものとはならない。

- 支出に占める燃料費の割合は他産業と比べて高く、減免の廃止は経営に大きな影響。

支出に占める燃料費の割合

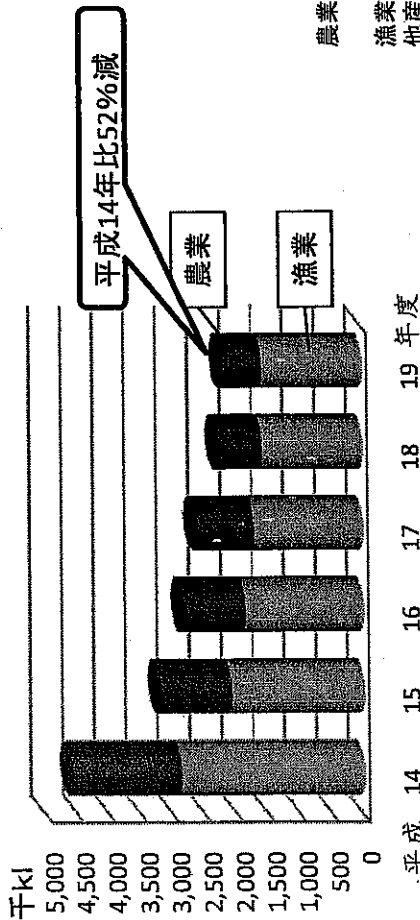
農業	ピーマン(冬春)	32%
	ばら	31%
	マンゴー	44%
漁業	いか釣(沿岸)	38%
	タクシー	7%
他産業	トラック	5%

農業:平成18年度産品目別統計及び平成6年野菜生産費統計から農業経営費に占める割合を推計。マンゴーについては聞き取り。

漁業:漁業経営調査報告による

他産業:タクシー、トラックについては自動車運送事業経営指標による。

A重油税制特例措置の適用数量の推移



有効性

- ガソリン価格は落ち着いたがA重油価格は依然として高止まり。

(全漁連京浜地区末端価格)

平成10年 約 30円/リットル

平成20年 約100円/リットル(過去10年間でピーク)

平成21年 約 66円/リットル(11月まで)

- 減税額も多しなど利用実績があり有効。

〔平成19年度(実績) 約49億円
平成22年度(見込) 約49億円〕

- 対象者

〔漁家

約17万戸

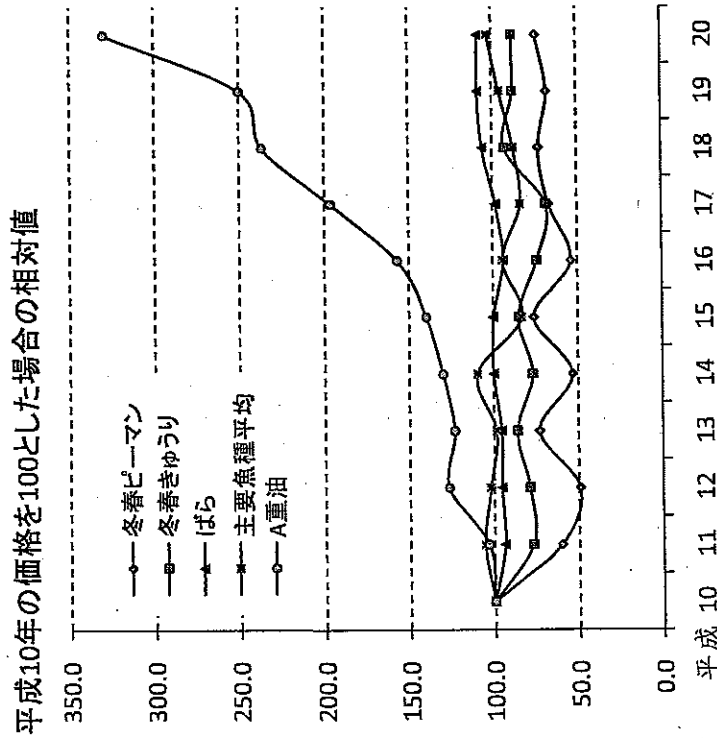
〔施設園芸農家

約21万戸

農林漁業用A重油の減免の2年延長[石油石炭税]②

- A重油価格が上昇しても、農産物、水産物の場合価格へのコスト転嫁は困難で経営に直撃。

農業用A重油と主な農水産物の価格の推移



資料

- ・東京青果物情報センター「東京都中央卸売市場における青果物の産地別入荷数量及び価格」より推計(冬春ピーマン、冬春きゅうり)
- ・農林水産省「花き流通統計調査報告」(ばら)
- ・農林水産省「産地水産物流通統計」(主要魚種平均:まぐろ、びんなが、めばち、きはだ、かつお(以上、生鮮・冷凍)、まいわし、うるめいわし、かたくちいわし、まあじ、むろあじ、さば類、さんま、ほっけ、するめいか(生鮮・冷凍・遠洋)の加重平均。)

相当性

- 海外においても、農業、漁業用の燃料に対して免税など特別な配慮。

海外における農林漁業用燃料の特例措置について

韓国	【農業】 ・農業用に使用する機械類36種類を指定し、これら機械類の燃料について免税 ・なお、免税措置の7割が温室の加温ボイラー用燃料に 関するもの
オランダ	【漁業】 ・漁業に使用される重油等の燃料について免税 ・2008年の免税実績は994千KLで減税額約470億円
ベルギー	施設園芸の加温用に係るエネルギー税の減免
イタリア	施設園芸の用途に用いられる燃料に係る税の減免
スウェーデン	施設園芸、漁業用燃料に係る税の減免 温室に用いられる燃料に係る税の減税

韓国については在京韓国大使館からの聞き取り、その他の国については「Environmental Performance of Agriculture in OECD Countries Since 1990」(OECD 2008)、「AGR/GA/APM(2004)13/FINAL」(OECD 2005)による

平成22年度税制改正要望項目一覧

農林水産省

- | | | |
|---|--|-------------------------------------|
| 1 | ※金融所得課税の一元化(商品先物、商品ファンド)〔所得税〕 | G |
| 2 | ※商品取引所法の改正に伴う所要の税制措置〔所得税〕 | A
(先物取引に関する支払調書の提出対象となる取引の範囲を拡充) |
| 3 | ※生命保険料控除の改組に伴う所要の法制上の措置の実現(農協)〔所得税〕 | B |
| 4 | ※生命保険料控除の改組に伴う所要の法制上の措置の実現(漁協)〔所得税〕 | B |
| 5 | ※個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の引上げ(農協関係)
〔法人税〕 | G |
| 6 | ※個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の引上げ(漁協関係)
〔法人税〕 | G |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- | | | |
|----|--|---|
| 7 | 農業協同組合等の合併に係る特例措置の3年延長（農協）〔法人税〕 | A |
| 8 | 農業協同組合等の合併に係る特例措置の3年延長（森林組合）〔法人税〕 | A |
| 9 | 農業協同組合等の合併に係る特例措置の3年延長（漁協）〔法人税〕 | A |
| 10 | ※試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設〔所得税、法人税〕 | — |
| 11 | ※試験研究費の増加額等に係る特別税額控除制度（食品産業及び農薬製造業）〔所得税、法人税〕 | C |
| 12 | ※農林漁業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度（30%）又は税額控除制度（7%）の2年延長〔所得税、法人税〕 | C |
| 13 | ※資源再生化設備等の特別償却制度の2年延長（食品循環資源再生利用設備）〔所得税、法人税〕 | D |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- 14 ※過疎地域における事業設備等に係る特別償却制度の対象事業の拡充・3年延長
〔所得税、法人税〕 C
- 15 ※認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減措置〔登録免許税〕 C
- 16 ※農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置（農業）〔石油石炭税〕 C
- 17 ※農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置（漁業）〔石油石炭税〕 C
- 18 ※農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税の還付措置（農業）〔石油石炭税〕 C
- 19 ※農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税の還付措置（漁業）〔石油石炭税〕 C
- 20 ※森林吸収源対策等推進のための税制度〔地球温暖化対策税（環境税）〕 —

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- 21 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業
団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第48条に基づく一時金に対する所要の
規定整備〔所得税、国税徴収〕 A
- 22 農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例措置 A
〔所得税、法人税〕

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

平成22年度税制改正要望項目一覧（地方税）

【農林水産省】

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | ※試験研究等を目的とする独立行政法人への寄付金に係る指定寄付金制度の創設〔法人住民税、事業税〕 | — |
| 2 | ※生命保険料控除の改組に伴う所要の法制上の措置の実現（農協共済）〔個人住民税〕 | B |
| 3 | ※生命保険料控除の改組に伴う所要の法制上の措置の実現（漁協共済）〔個人住民税〕 | B |
| 4 | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第48条に基づき一時金に対する所要の規定の整備〔個人住民税、（徴収規定）〕 | A |
| 5 | ※森林吸収源対策推進のための税制度の創設〔地球温暖化対策税〕 | — |
| 6 | ※金融所得課税の一元化（商品先物、商品ファンド）〔個人住民税〕 | G |
| 7 | ※個別金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の引上げ等（農協関係）〔法人住民税、事業税〕 | G |
| 8 | ※個別金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の引上げ等（漁協関係）〔法人住民税、事業税〕 | G |

注）※は複数の府省庁による共管項目である。

- | | | |
|----|---|------------------|
| 9 | ※食品リサイクル法に基づく食品循環再生処理設備に係る課税標準の特例措置の延長〔固定資産税〕 | B |
| 10 | バイオ燃料製造設備に係る課税標準の軽減措置の延長〔固定資産税〕 | A |
| 11 | ※試験研究費の増加額等に係る特別税額控除制度の延長（食品産業及び農薬製造業）〔法人住民税〕 | C |
| 12 | 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例の延長（農協関係）〔法人住民税、事業税〕 | A |
| 13 | 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例の延長（森林組合）〔法人住民税、事業税〕 | A |
| 14 | 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例の延長（漁協関係）〔法人住民税、事業税〕 | A |
| 15 | 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく管理施設に係る課税標準の特例措置の延長〔固定資産税〕 | B |
| 16 | 中核的卸売市場に係る課税標準の特例措置の延長〔固定資産税〕 | A
(1年延長の上、廃止) |
| 17 | ※廃棄物再生処理用設備に係る課税標準の特例措置の延長（廃木材破砕・再生処理装置）〔固定資産税〕 | F |
| 18 | 農業振興地域の整備に関する法律による農業委員会のあっせん等により農用地区域内の土地を取得した場合の課税標準の特例措置の延長〔不動産取得税〕 | F |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

19 ※公害防止用設備等に係る課税標準の特例措置の延長（農林水産
関連企業関係）〔固定資産税〕 B

20 ※公害防止用設備等に係る課税標準の特例措置の延長（畜産関
係）〔固定資産税〕 B

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

記号の説明

○要望項目

- A：認める。(法案の提出等を前提とするものを含む)
- B：要望内容(要件等)の見直しが適切に出来れば、認められる。
- C：要望内容の抜本の見直しができなければ、認められない。
- D：認められない。
- E：要望内容や要望の前提となる制度等が未確定であるもの。
- F：要望府省が、要望を取り下げたもの。
- G：23年度以降の検討課題とするもの。
- P：判断を保留するもの。
- ：「主要事項」の中で取り上げるもの等。

○見直し項目

- X：廃止・縮減案をそのまま受け入れる。
- Y：廃止・縮減案の内容について、更なる見直しが必要。
- Z：他府省との調整が必要。